

財務省告示第百五十八号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者を定める件（平成十六年三月財務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

本則中「交付」を「提供」に改める。